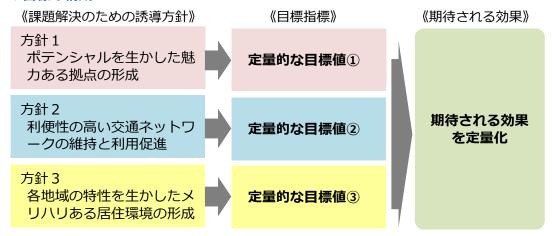
第7章 計画の推進に向けて

1. 目標の設定

目標は、本計画の課題解決のための誘導方針(ストーリー)に基づく施策等の効果を確認できるものであることが望まれます。

そこで、3つの誘導方針と対応した目標指標を設定し、それら目標を達成することによる期待される効果を以下のとおり設定します。

◆目標の構成



(1)目標指標

方針1 ポテンシャルを生かした魅力ある拠点の形成

指標	現況値 (2020)	目標値 (2045)
誘導施設の立地割合	68%	80%

■指標の考え方

・現在、JR 菊川駅周辺地区が8/10 施設、中央公民館周辺地区が6/10 施設、東名高速道路菊川 IC 周辺地区が3/5 施設、計17/25 (68%) 施設立地していますが、駅周辺の魅力向上や誘導施設の立地促進に向けた支援制度の活用等により、都市機能誘導区域内の誘導施設が維持・誘導されているかを確認します。

■指標の算出方法

- ・3つの都市機能誘導区域全ての誘導施設に対する、立地している誘導施設の割合 ※同じ都市機能誘導区域内で同じ分類の誘導施設が複数建っている場合は1とカウントします。
- ・県・担当部局公表資料、休廃止の届出、民間施設ホームページ等より把握

方針2 利便性の高い交通ネットワークの維持と利用促進

指標	現況値 (2018)	目標値 (2025)
公共交通利用者満足度	46.6%	50.0%

■指標の考え方

・JR 菊川駅の南北自由通路の整備をはじめ、各種交通施策を実施することで、「公共交通利用者満足度」が 増加しているかを確認します。

■指標の算出方法

- ・公共交通に関する市民アンケート調査による鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーの合計の運行サービス満足度(利用者)に対し、「満足」または「やや満足」と回答した割合。
- ・「公共交通網形成計画」の目標値であり、公共交通網形成計画の見直しに合わせて修正します。

方針3 各地域の特性を生かしたメリハリある居住環境の形成

指標	現況値 (2015)	目標値 (2045)
居住誘導区域内の人口密度	36 人/ha	36 人/ha

■指標の考え方

- ・居住誘導区域内の人口密度が 2045 年には 33 人/ha*まで低下する見込みのところを、居住誘導区域内への定住支援や低・未利用地の有効活用を推進することで、居住誘導区域内の人口密度が維持されているかを確認します。
- ■指標の算出方法
 - ・国勢調査を基に居住誘導区域内の人口を把握
 - ※国立社会保障・人口問題研究所が算出した値を基に推計

(2)期待される効果

菊川市に住み続けたい市民の増加

(定住意向を示す市民の割合の向上)

3つの目標指標が達成される(まちなかに施設が集積し、まちなかへつながる公共交通の利便性が高くなり、それらの利便性が高い地域に多くの人が居住する)ことにより、市民の暮らしに対する満足度が上昇し、定住意向を示す市民の割合※が、現状値の 61.6% (2019 年) よりも高くなることが期待されます。

※市民アンケート(毎年度実施)の「今後も菊川市に住み続けたいと思いますか」という設問に対し、「住み続けたい」と回答した割合

なお、効果を確認するための補足指標として、以下の指標についても継続的に把握していきます。

〈方針1〉 ・都市機能誘導施設の絶対数

<方針2>・JR 東海道本線菊川駅の乗降者数

・しずてつジャストライン菊川浜岡線の乗降者数

〈方針3〉 ・居住誘導区域内外の新築件数割合

・居住誘導区域内外の人口割合

2. 評価・見直しの考え方

本計画は長期的な都市の姿を展望し策定することとされています。今後、本市の人口動向や施策の進捗状況、国の経済情勢、法制度の改正、国・県の施策の見直しなど、様々な変化が想定されます。

本計画の進行管理に当たっては、概ね5年毎に目標指標の達成状況を継続的に把握していきます。また、誘導施策の実施状況及び効果の検証・評価を行い、その結果や社会情勢、住民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。

3. 届出制度

居住誘導区域外・都市機能誘導区域外で一定規模以上の開発行為、建築行為等を行おうとする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合に、事前の届出が義務付けられます。

【居住誘導区域】

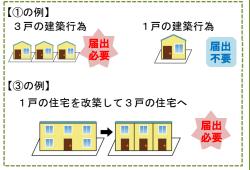
居住誘導区域外の区域で一定規模以上の住宅開発等を行おうとする場合には、原則として、市長への届出が義務付けられます。

開発行:

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為 で、その規模が1,000 m以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(寄宿舎や有料老人ホーム等)
- (※現在、菊川市では条例を制定していないため③は対象となりません。)

建築行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で 定めたものを新築しようとする場合(寄宿舎 や有料老人ホーム等)
- (※現在、菊川市では条例を制定していないため②は対象となりません。)
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合



【都市機能誘導区域】

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を整備しようとする場合には、原則として、 市長への届出が義務付けられます。

行開 為発

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

開発行為以1

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとす る場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物と する場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



【都市機能誘導区域】

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務付けられます。

